

別ヲ為ス

一、自己ノ都合ニ因リテ退會スル場合ノ餞別金ハ

在會滿一ヶ年ニ付キ日給半日分宛

二、身体虚弱等事由ニ因リテ労働ニ通セザル為ノ老齡隱退為ノ又ハ會社ノ都合為

ノ退會スル場合ノ餞別金ハ

在會滿一ヶ年ニ付日給一日分宛

三、不具療疾其他之ニ準スヘキ事由為ノ退會スル場合但シ業務上ノ傷病為ノ本

身ニ依リ退會ノ場合ニハ滿一ヶ年以上會員タリシコトヲ要セス

(イ) 私傷病ニ因リ終身労働ニ從事スルト能ハサルニ至リタル場合ノ餞別金ハ

日給三日分ト外ニ在會滿一ヶ年ニ付日給一日分宛

(ロ) 業務上ノ傷病ニ因リ終身労働ニ從事スルト能ハサルニ至リタル場合及滿三ヶ年以上

繼續治療シテ治愈セザリシ場合ノ餞別金ハ

日給十日分ト外ニ在會滿一ヶ年ニ付日給一日分宛

(ハ) 私傷病ニ因リ従来ノ労働ニ從事スルト能ハサルニ至リタル場合ノ餞別金ハ

日給十日分ト外ニ在會滿一ヶ年ニ付日給一日分宛

(ニ) 業務上ノ傷病ニ依リ従来ノ労働ニ從事スルト能ハサルニ至リタル場合又ハ女子ノ外銀

ニ醜液ヲ發シタル場合ノ餞別金ハ

日給五日分ト外ニ在會滿一ヶ年ニ付日給一日分宛

四、戦時ノ事由ニ因リ兵役ニ就ク為リ退會スル場合ノ餞別金ハ

日給七日分ト外ニ在會滿一ヶ年ニ付日給一日分宛

五、兵役ニ従事スル為ニ退會スル場合ノ餞別金ハ

日給十日分ト外ニ在會滿一ヶ年ニ付日給一日分宛

第二十条條 會員カ退會スルニ付二週間以上軍務ノ從事シタルトキハ一統ヨリ金貳圓ノ餞

別ヲ為ス

第三項 見 齊

第二十一条 會員カ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ休業シタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ一統ヨリ御見舞ヲ為ス